

自動車臨時運行許可番号標に関する不適切な事務処理について

平成 4 年度から平成 19 年度までに個人や法人から申請を受けて貸与した中区役所市民課保有の自動車臨時運行許可番号標（以下、仮ナンバー）のうち、72 件が所在不明となっていることが判明しました。また、平成 20 年度から令和 4 年度までに貸与した仮ナンバーのうち、139 件が本来実施すべき返納の督促を適切に実施できていませんでした。さらに、失効公告を実施できていないものが 5 件ありました。これらは事実関係を確認の上、現在督促及び失効公告を進めています。

上記を踏まえ、すべての区役所を調査したところ、失効公告ができていなかったものが 10 件（西区役所 7 件、南区役所 3 件）あり、これら 10 件は、令和 8 年 6 月 22 日に失効公告を実施しました。

長年にわたり仮ナンバーの適正な管理及び督促事務を怠り、市民の皆様の信頼を損なったことを深くお詫びします。今後は適切な事務処理を徹底し、再発防止に取り組みます。

1 経過

- ・令和 5 年 4 月、現中区役所市民課長が着任後、前任課長から臨時運行許可証及び仮ナンバーを期限内に返納しない使用者に対する返納の督促及び失効手続を実施できていない旨、引継ぎがありました。
- ・前任課長からの引継ぎを踏まえ、まずは令和 5 年度の臨時運行許可事務に関して、現中区役所市民課長から担当職員に督促事務及び失効手続の適切な実施を指示しました。
- ・令和 8 年 4 月、同課内でこれまでに発行した仮ナンバーの総点検を行ったところ、所在不明の仮ナンバーが存在することが判明したため、令和 4 年度以前の貸与状況を調査しました。
- ・調査結果は以下のとおりです。

<中区役所>

① 平成 4 年度から平成 19 年度までに貸与した仮ナンバーのうち、所在不明のもの	72 件
② 平成 20 年度から令和 4 年度までに貸与した仮ナンバーのうち、未返納で督促が必要なもの	139 件
③ ①及び②とは別に、失効の意思決定は行っていたものの、失効公告手続ができていなかったもの	5 件

- ・すべての区役所において仮ナンバーの管理状況を確認した結果、中区役所以外では未督促や所在不明のものはありませんでしたが、失効の意思決定は行っていたものの失効公告手続ができていなかったものが 10 件（西区役所 7 件、南区役所 3 件）ありました。

2 原因

<中区役所>

- ・令和 4 年度以前、市民課において、貸与した仮ナンバーを回収しなかった場合の不正使用のリスクなど本業務の重要性を十分に認識しておらず、また本業務の管理を担当職員に任せ、組織的な確認を怠っていたため、適切な事務処理ができていませんでした。

- ・令和 5 年度からは前任課長からの引継ぎにより、過去の督促や失効手続が適切に行われていないことを認識していましたが、新たに発生する督促事務等を適正に執行させることを当時優先したため、令和 4 年度以前の貸与状況や処理状況に関する調査ができていませんでした。

<中区・西区・南区役所>

- ・失効公告ができていなかった 15 件（中区役所 5 件、西区役所 7 件、南区役所 3 件）は、本来、失効の意思決定後その旨を管理簿に記載の上で失効公告を行うべきものですが、失効公告手続が漏れていました。

3 対応

- ・1 表中①の事案は、令和 8 年 5 月 15 日に失効公告を行いました。
- ・1 表中②の事案は、令和 8 年 4 月の調査以降、未返納者に督促しており、回収できるものに関しては速やかに回収し、失効させるべきものに関しては速やかに失効手続を行っています。
なお、令和 8 年 6 月 30 日時点では、139 件のうち 14 件を回収済、119 件を失効公告済です。
- ・失効の意思決定は行っていたものの公告手続ができていなかった 15 件（1 表中③の事案の中区役所 5 件、西区役所 7 件、南区役所 3 件）に関しても、令和 8 年 6 月 22 日に全件失効公告済です。

4 再発防止策

(1) 適切な督促事務及び失効手続の実施

- ・堺市自動車臨時運行許可事務の手引書に基づく督促事務を徹底し、回収の見込みが立たなければ、速やかに失効に係る意思決定の上、失効公告を行います。
- ・また、月次単位で、貸与件数、返納件数、未返納件数、督促状況等を区長・副区長へ報告します。併せて、管理簿、申請書、在庫の仮ナンバーを課長と担当者で突合し、報告内容に間違いがないかチェックを徹底します。

(2) 現存仮ナンバーの適正な管理

- ・執務室内で紛失していないか等、仮ナンバーの適正な管理を行うため、月 1 回保管状況の確認を行い、確認結果を課内で共有します。

(3) 適正な業務実施体制の構築

- ・管理職を含めた業務研修を行い、組織としての業務マネジメントを徹底し、業務が特定の職員に依存しない体制を構築します。
- ・職員に対し、法令を遵守した適正な事務処理の重要性に関して指導を徹底し、所属内の意識改革を行います。

(4) 全区役所への再周知

- ・本事案をすべての区役所市民課と共有し、適切な事務処理の徹底に関して通知しました。
- ・また、各区役所の市民課長や事務担当者の会議等において、臨時運行許可事務に係る手順の遵守と組織的な業務マネジメントの重要性を再確認しました。

問 い 合 わ せ 先	<p>(中区役所市民課保有の自動車臨時運行許可番号標の不適切な事務処理に関すること)</p> <p>担 当 課：中区役所 市民課</p> <p>電 話：072-270-8183</p> <p>ファックス：072-281-0653</p>
	<p>(自動車臨時運行許可番号標の事務処理及び西区役所・南区役所の事案に関すること)</p> <p>担 当 課：市民人権局 市民生活部 戸籍住民課</p> <p>電 話：072-228-7739</p> <p>ファックス：072-228-0371</p>